

社会福祉法人隠岐共生学園会計監査人選定基準

(基準制定の目的)

第1条 この会計監査人選定基準は、社会福祉法人隠岐共生学園（以下、「法人」という。）が複数の会計監査人候補者（以下、「候補者」という。）から提案書等を入手した際の候補者選定の基準を定めるもの。

(選定基準項目)

第2条 次の各号に掲げる事項に対する評価を行うものとする。

- 一 監査の実施体制等に対する評価
- 二 監査に要する費用に対する評価
- 三 監査の実績等に対する評価
- 四 監査の品質管理体制に対する評価

2 前項第1号に規定する評価については、次の各号に掲げる項目によるものとする。

- 一 当該法人に対する監査の基本方針及び考え方（着眼点や重点項目）
- 二 主要な監査手続及び監査要点
- 三 法人本部及び施設等を監査するチーム体制
- 四 監査スケジュール
- 五 監査の責任者及び担当者の経歴及び実務経験等
- 六 監査の指導的機能に対する考え方
- 七 監査のサポート体制
- 八 監事、内部監査担当部門との連携に関する考え方

3 第1項第2号に規定する評価については、次の各号に掲げる項目によるものとする。

- 一 監査報酬見積費用総額（見積り及び積算の方法を含む。）
- 二 監査日程（日数）の大幅な変更が生じたときの処理方法

4 第1項第3号に規定する評価については、次の各号に掲げる項目によるものとする。

- 一 監査実績
- 二 社会福祉法人に対する監査実績、非監査実績（会計指導、経営支援等）
- 三 公益社団・財団法人、一般社団・財団法人に対する監査実績、非監査実績（会計指導、経営支援等）
- 四 当該法人が実施している事業と類似の事業を実施している組織の監査実績、非監査実績（会計指導、経営支援等）
- 五 日本公認会計士協会又は公的機関における社会福祉法人制度に関係する部会等への関与実績

5 第1項第4号に規定する評価については、次の各号に掲げる項目によるものとする。

- 一 品質管理の体制（日本公認会計士協会の定める監査の品質管理に関する指針等に即した品質管理を行っているかなどを評価）
- 二 会計監査人候補者に関して公認会計士法に基づく処分がある場合はその内容とこれに対して取った措置（過去3年間）